

医整第 4 5 1 号
平成 3 0 年 8 月 3 0 日

各医療機関の長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

医療機関における衛生的環境の維持管理等について

今般、岐阜市内の医療機関において、空調設備の故障した病室に入院されていた患者が熱中症により死亡したことが疑われる事案が発生しております。この事案については、現在、警察をはじめとする関係機関が捜査又は調査を行っているところですが、下記の事項に留意のうえ、改めて患者の安全の確保に努めるようお願いします。

記

1. 医療機関における空調設備、その他設備の維持管理について、定期的に点検を行い、必要に応じ整備・補修を行うこと。
2. 空調設備等が故障した場合の対応策を検討しておくこと。

<参考>

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第二十条 病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

医療整備課 医事係
担当係長 森川 担当 山内
TEL 058-272-1111 (2528)
直通 058-272-8265 FAX 058-278-2623
〒500-8570 岐阜市藪田南 2 - 1 - 1

岐阜市保医第179号
平成30年8月30日

各医療機関管理者 様

岐阜市保健所長
(公印省略)

医療施設における空調設備について

日頃は、当市の保健医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

医療施設の空調設備は、快適な環境の提供、医療効果の促進、感染防止に不可欠なものとなります。(医療法第20条)

つきましては、機器の定期メンテナンス(正常稼働するための点検・修理)を実施していただくようお願いいたします。

<参考>

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)

第二十条 病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

担当

〒500-8309 岐阜市都通2丁目19番地

岐阜市保健所保健医療課

医務薬務係 大矢、森田

TEL:058-252-7197

FAX:058-252-0639